

パブリックアート制作及び正蓮寺川公園への設置並びに発信を通じた機運醸成業務委託 仕様書

1 業務名称

パブリックアート制作及び正蓮寺川公園への設置並びに発信を通じた機運醸成業務委託

2 業務目的

此花区役所においては、環境問題克服の象徴である正蓮寺川公園に、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の趣旨に共鳴しこれを強く支持するとともに、区制100周年を記念するため、この公園に相応しい100以上のパブリックアートを長年かけ設置し、この公園をアートの魅力によって区外からも多くのお客様が訪れる場としていく構想を実現することとしています（別添テーマ・コンセプト参照）。

この構想は令和6年度からの本格実施をめざしていますが、これに先立ち今年度において、正蓮寺川公園にパブリックアートを制作・設置するとともに、これをイベントその他の手法により全国に強力に発信することで構想の本格実施に向けた機運を大いに盛り上げ、かつ、万博の機運醸成の一助とすることが本事業の目的です。

なお本事業は、このはな環境創造プロジェクトの一環としての位置づけも有するものです。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

上記2の業務目的を達成するため、以下の業務を行っていただきます。なお、(3)～(6)の業務については、本業務委託の主たる業務であるため、再委託することができません。

(1) パブリックアート制作

以下の条件に適合したパブリックアートの制作をしていただきます。

- ア 上記2に示す業務目的に則したものであること
- イ 全国的な注目や関心を集める強力な発信力のあるものであること
- ウ 正蓮寺川公園の諸条件（耐荷重等）に対応しており、長年に渡る耐久性のある常設のパブリックアートの制作であること

※ 正蓮寺川公園の諸条件の例

- ・ 高速道路ボックスの影響範囲内での設計地盤面上の荷重制限は、分布荷重 $5.5\text{KN}/\text{m}^2$ 以下、または集中荷重 $120\text{KN}/\text{m}^2$ 以下で周囲直径 5.4m 以内に他の荷重をかけてはならない、高速道路ボックスの影響範囲外は別途協議
- ・ 設計地盤面下の掘削制限は、汚染土を封じ込めているため 87cm 以下（高速道

路ボックス頂版から設計地盤面までの土被り 2.7m)

エ 子どもを含めた多くの人々が利用する公園での設置であることに配慮し、安全性が十分に確保されたパブリックアートの制作であること

(2) パブリックアートの設置

制作したパブリックアート作品について、発注者やその他関係者（本市建設局など）と協議を行い、承諾を得た上でパブリックアート作品を正蓮寺川公園に設置していただきます。

(3) アーティストやプロデューサー、制作・設置業者等との調整

アーティストやプロデューサー、制作・設置業者等を選定した場合、受注者は選定された者と発注者との連絡・調整役を担い、パブリックアートの制作や設置について、統括的に主導・指揮監督し遺漏なく本業務を実施していただきます。

(4) 発注者との協議

必要に応じて、適宜発注者との協議の場を設けていただきますが、以下の事項は必ず協議の場を設けることとし、発注者の承諾を得た上で本業務を実施してください。

ア 年間計画及び行程表等

イ アーティスト等の原案及びパブリックアートの構想

ウ 正蓮寺川公園への設置場所及び設置時期

(5) 強力な発信

上記 2 に示す業務目的に則し、例えばパブリックアートの設置現場において強力な発信力のあるお披露目イベントを開催する、アーティスト及び作品構想が決まった段階で強力に発信するなど、受注者の創意工夫により全国を対象に強力に発信していただきます。

(6) その他の関係先との調整

正蓮寺川公園を所管する本市建設局その他の関連団体等との調整・協議の必要があった際には、適宜協力していただきます。

5 報告書の作成

全ての業務が完了した際は、業務完了報告書のほか、下記のデータが格納された電子媒体（CD-ROM 等）1 式を発注者へ提出し、発注者の検査を受けなければなりません。写真以外の電子データについては、Windows Microsoft Word、Windows Microsoft Excel、Windows Microsoft PowerPoint、Adobe PDF の形式とします。

(1) 各種図面（制作図、設置施工図等）

- (2) 各種写真（制作時、設置施工時、完成等）
- (3) その他本業務に係る必要書類等

6 著作権

別添の「著作権に関する特約条項（業務委託契約書（成果物型）」のとおりです。

7 仕様変更等

(1) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ協議し承諾を得ることとします。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めます。

8 担当

〒554-8501

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 此花区役所まちづくり推進課（総合企画）

電話：06-6466-9683 Eメール：td0010@city.osaka.lg.jp